報告第３６号

各種事務事業の取扱い（社会教育(生涯学習)事業）の報告について

各種事務事業の取扱い（社会教育(生涯学習)事業）について、下記のとおり報告します。

平成１５年１２月４日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

２３－１６
各種事務事業の取扱い（社会教育(生涯学習)事業）の報告について

報告事項及び結果［※］
１　社会教育事業
（１）生涯学習推進大綱については、合併後１年以内に新市において策定する。
なお、生涯学習推進協議会は、合併時に新市において設置する。
※　生涯学習推進協議会は、委員数は 40 名とし、選出は新市の生涯学習推進協議会設置要綱に基づき選出する。なお、各町に生涯学習地区推進委員を置く

（２）公民館事業については、合併時までに調整する。なお、公民館運営審議会については、合併時に新市において設置する。
※　①　公民館事業
ア公民館等主催事業開催業務
・文化講演会、市民大学講座、親子人形劇等の開催
イ各種講座・学級・教室等の開催
・４町の生涯学習センター単位で事業を検討し実施する。
・講座は、青少年・成人・高齢者・家庭教育の部門に分け検討する。
・受講料は統一し、徴収する。
ウ天城湯ケ島町現事務所の位置付け；生涯学習センターとし、各公民館と同等とする。
※　②　公民館運営審議会
・委員は、社会教育委員との兼務とし、定数は社会教育委員と同数の 15 名とする。
（３）青少年健全育成事業については、合併時に統一する。
※　事業の推進のため、次のとおりとする。

①青少年健全育成推進委員会を組織する。
②伊豆市青少年問題協議会を設置する。
③青少年健全育成事業は次のとおりとする。
・青少年健全育成大会：会場一箇所で開催。
（内容は、青少年の主張発表、表彰等）
・青少年の海外研修：参加補助金の統一
（青年の船、ユースウイング、ユースカレッジへの参加）
・グループ、リーダー：補助金・助成金は現行のとおり
（家庭教育学級、ガールスカウト、ジュニアリーダースクラブ等）

（４）次の事務事業については、新市において調整し、実施する。
※ア「成人式」については、次のとおりとする。
・実施方法：伊豆市全体として開催する
・会場：会場一箇所にて午前中開催
・内容：式典、アトラクション（予定）
イ「文化祭」については、次のとおりとする。
・文化祭は、年１回、会場一箇所、部門別(音楽、芸能、展示、視聴覚)に開催する。
第１回（平成１６年度）については、修善寺町で開催。
（２回目以降は、公民館で検討のうえ決定）
■ 文化協会：合併時に伊豆市文化協会として統合する
・組織：本部組織と支部組織の両輪で当面の間活動する
・事業：新市の開催する文化祭、文化講演会に協力する。
文化協会だよりの発行、講座の開設、歴史・文学散歩
研修会の開催、各施設等への作品展示

（７）文化財関係事業については、次のとおりとする。
ア　重要文化財等保存事業補助については、新市において調整する。
※重要文化財等保存事業補助（国関係：史跡・遺跡）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、登録有形文化財については、補助を廃止する。国または民間団体の低金利の貸し付けを利用してもらう。
・土肥町文化財保存費補助金交付要綱は、合併時廃止する。
（必要があれば新市で検討する）

ウ　文化財保護審議会および文化財調査・保護業務（町・県指定）については、合併時に統一する。
※　①新市の文化財保護審議会を設置する。
・委員数は１５人程度とし、年間７回程度開催する
②　文化財調査・保護業務（町・県指定）
・天城湯ケ島町の町・県指定文化財は管理費として補助しているが、合併時に廃止する。

・修善寺町の無形文化財保存会補助金は、合併時に廃止する。
・中伊豆町の借地料及び管理委託は現行どおりとする。

2　社会体育事業

（1）次の事務事業については、合併時に統一する。

ア　体育指導委員関係事業

※　体育指導委員会を設置し、委員の定数を３０人、任期を２年とする。
定例会６回、軽スポーツ教室６回の事業を行う。
他に市民への軽スポーツの普及、伊豆市開催のスポーツ事業への協力（父親ソフトボール、男子バレーボール、女子バレーボール等)、地区社会体育振興委員との連携で行っていく。

イ　社会体育関係事業

※ ①　伊豆市スポーツ振興審議会を設置する。
・定数 10 人、任期 1 年、随時開催とする。
②　地区社会体育振興委員を設置する。
・各自治会等から(仮称)地区社会体育振興委員（地区体協）を選出してもらう。地区社会体育振興委員（地区体協）は、伊豆市主催スポーツ大会等の参加者・参加チームを各自治会等で取りまとめる。
(「地区体協」の名前は使用せず、地区社会体育振興委員等の名称を使い、体協とは区別する。)
・市民マラソン大会（一般・ファミリーのみ実施)、駅伝大会、グランドゴルフ大会、ウォークラリー、地区対抗球技大会（男子バレーボール大会、女子バレーボール大会、父親ソフトボール大会、野球大会)、ハイキング

■伊豆市教育委員会として次の教室等を実施する。
①スポーツ教室・講習会（子ども・成人水泳教室、硬式テニス教室、女子ソフトボール教室、バレーボール教室、ウインドミル投法教室）
（親子体操教室・太極拳教室は、公民館講座とする）
②各種スポーツ大会(体育指導委員に委託)
（市民マラソン大会、駅伝大会、グランドゴルフ大会、ウォークラリー）
③地区対抗球技大会（男子バレーボール大会、女子バレーボール大会、父親ソフトボール大会、野球大会）
④ハイキング
⑤スポーツ少年団補助事業
スポーツ少年団補助は、伊豆市スポーツ少年団連絡協議会を立ち上げ、加盟団体のみ交付。
事務局は教育委員会。委員は各種目から１名選出。

■体育協会

・伊豆市体育協会は、競技体協とする。伊豆市体育協会設立準備会において、加盟団体の募集と組織作りを行う。

■その他各種スポーツ大会等

①全日本ソフトボール：合併前から、誘致を行う。

②高校生男女ソフトボール：合併前から、誘致を行う。

③平塚市駅伝大会：合併後、伊豆市教育委員会で検討する。